

議案第51号

木津川市保育所条例の一部改正について

木津川市保育所条例（平成19年木津川市条例第115号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年8月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号）」の公布により「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）」の一部が改正され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、副食の提供を受けた満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る利用者から副食費を実費徴収する必要があるため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市保育所条例の一部を改正する条例（案）

木津川市保育所条例（平成19年木津川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「利用者負担額及び延長保育料」を「利用者負担額、延長保育料及び副食費」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「利用者負担額及び延長保育料」を「利用者負担額、延長保育料及び副食費」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「利用者負担額及び延長保育料」を「利用者負担額、延長保育料及び副食費」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（副食費）

第5条 副食の提供を受けた満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る利用者は、副食費を納付しなければならない。

2 前項の副食費の月額は、4,500円を上限とし、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

参考資料（議案第51号）

木津川市保育所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条・第2条 (略) (保育料)	第1条・第2条 (略) (保育料)
第3条 市の設置する施設で特定教育・ 保育を受けた子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第20条 第4項に規定する <u>教育・保育給付認定</u> <u>子ども</u> に係る <u>教育・保育給付認定保護者</u> 及び扶養義務者（以下「利用者」という。）は、保育料を納付しなければならない。	第3条 市の設置する施設で特定教育・ 保育を受けた子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第20条 第4項に規定する <u>支給認定子ども</u> に係る <u>支給認定保護者</u> 及び扶養義務者（以下「利用者」という。）は、保育料を納付しなければならない。
2 (略)	2 (略)
第4条 (略) <u>(副食費)</u>	第4条 (略)
<u>第5条 副食の提供を受けた満3歳以上</u> <u>教育・保育給付認定子ども</u> に係る利用 者は、副食費を納付しなければならな い。 <u>2 前項の副食費の月額は、4,500</u> <u>円を上限とし、市長が別に定める。</u> (利用者負担額等の減免)	 <u>(利用者負担額等の減免)</u> <u>第5条 市長は、特に必要があると認め</u> <u>るときは、利用者負担額及び延長保育</u> <u>料を減額し、又は免除することができる。</u>
第6条 市長は、特に必要があると認め るときは、 <u>利用者負担額、延長保育料</u> <u>及び副食費</u> を減額し、又は免除するこ とができる。	

2 (略)

(利用者負担額等の返還)

第7条 既納の利用者負担額、延長保育料及び副食費は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(利用者負担額等の滞納措置)

第8条 市長は、利用者が利用者負担額、延長保育料及び副食費を正当な理由なくして指定期限内に納入しなかつた場合は、必要な措置を執る。

第9条 (略)

2 (略)

(利用者負担額等の返還)

第6条 既納の利用者負担額及び延長保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(利用者負担額等の滞納措置)

第7条 市長は、利用者が利用者負担額及び延長保育料を正当な理由なくして指定期限内に納入しなかつた場合は、必要な措置を執る。

第8条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 51 号 木津川市保育所条例の一部改正について	
担 当 課	こども宝課 保育係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和元年政令第17号)」の公布により「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)」の一部が改正され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、用語の改正及び満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る利用者から副食費を実費徴収する規定を新規に追加するものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<p>◇子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布(5月31日) ◇子ども・子育て会議(7月18日) ◇政策会議(7月24日)</p>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	1 ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり
	政策分野	1 子育て
	施 策	③ 乳幼児期の教育・保育サービス ア. 乳幼児期の教育・保育サービスの充実
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び 経費の状況	<p>生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組むこととされた幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料の一部として保護者が負担していた第2号認定子どもに係る副食費については、実費徴収することとなりました。本市では、国基準において、副食費の負担減免措置が講じられる世帯に加え、京都府及び市独自事業による第3子以降保育料無償化世帯の副食費を免除することにより、多子世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりの推進を図ります。</p>	